

# 建築士事務所の登録申請にあたっては

管理建築士講習のほか登録申請前の  
1年以内に受講した知事指定講習の

受講証明書の写しを添付してください  
(修了証)

本県では、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的に、「茨城県建築士事務所指導要綱」を定めています。

要綱において、建築士事務所の登録申請にあたっては、法令に定めるもののほか、「建築士事務所の管理講習会」、「建築士会技術講習会」又は「管理建築士講習」を登録申請前の1年以内に受講したことを証明する書面を添付するよう、規定しています。

■茨城県建築士事務所指導要綱に基づき、建築士事務所登録申請にあたって、添付が必要な書類は下記のいずれかとなります。

	講習会名等	関係法令	備考
1	知事指定講習 建築士事務所の管理講習会の受講証明書の写し	建築士を対象とする講習の指定に関する要綱 (昭和61年茨城県告示第1455号)	登録申請前の1年以内に受講したものが有効です
2	建築士会技術講習会の受講証明書の写し		
3	管理建築士講習の修了証の写し	建築士法(第24条第2項) ※修了証の写しの添付は、省令第19条第3号で規定されています	

【お問い合わせ先】

茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ

電話 029-301-4722 (ダイヤルイン)